

住宅耐震化に係るプッシュ型意識啓発の実現に向けたモデル事業仕様書（案）

1 委託名称

「住宅耐震化に係るプッシュ型意識啓発の実現に向けたモデル事業」業務委託

2 目的・概要

本業務は、令和8年3月に改定した「兵庫県耐震改修促進計画」において目標としている「耐震性が不十分な全ての住宅に対するプッシュ型意識啓発」の実現に向け、宍粟市をモデル市とした対象住宅（旧耐震基準住宅：昭和56年以前建築の住宅）リストの整備と住宅属性や居住者属性等に応じた効果的な意識啓発手法等の検討を行うことを目的とする。

また、これら業務の成果を広く県内市町へ周知することにより、モデル市以外の市町によるプッシュ型意識啓発の着実な実施に繋げることとする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務体制

本業務は、県、宍粟市、受託者の三者が連携して実施する。なお、業務の全体統括及び進捗管理等は全て県が行うものとし、宍粟市は、受託者に対するデータの提供等を行う。

5 業務の概要

本委託では以下の(1)から(3)の業務を行うこととする。

(1) 宍粟市における旧耐震基準住宅リストの整備

住宅耐震化に係るプッシュ型意識啓発を実施していくに当たり、対象住宅をピンポイントで把握するため、旧耐震基準住宅リストを整備する。

ア 宍粟市から提供されたデータの加工及び旧耐震基準住宅の抽出作業

イ 抽出した住宅の耐震診断又は耐震改修実施状況の確認及びリストへの反映

ウ 居住者属性及び地域特性の分類

【リストへの記載項目（予定）】

(ア) 建物属性（所在地、建築年、構造、階数、面積、用途、耐震改修等実施状況等）

(イ) 所有者・居住者属性（所有者、居住者の世帯構成、年齢等）

(ウ) その他各特性の分類（地域特性、建物特性、居住者特性等）

【宍粟市から提供可能データ（予定）】

(ア) 固定資産税課税台帳のうち家屋に係る登記情報

(イ) 空き家台帳のうち所在地に関する情報（令和5年度時点）

(ウ) 耐震化補助事業に係る台帳のうち提供可能な情報

(エ) 住民基本台帳情報のうち閲覧が可能な情報（住所、氏名、生年月日、性別）

(2) 宍粟市における意識啓発手法の検討

(1)における旧耐震基準住宅リストに記載された住宅の居住者に対する、居住者属性や建物属性に応じた、効率的かつ効果的な意識啓発手法の検討を行う。

- ア 対象者に応じた啓発の実施主体及び啓発手法を整理
 - イ 働きかけを行う居住者等の優先順位付けの考え方
 - ウ 段階的な意識啓発の実施を想定したロードマップ等の作成
- (3) 県内市町への展開用資料の作成

県内の他市町に共有し、市町によるプッシュ型意識啓発を着実に実施するため、(1)及び(2)の検討結果並びに以下ア及びイについて整理したマニュアル案を作成するとともに、今後の検討課題について整理する。

- ア 旧耐震基準住宅リストを整備するための流れや注意点、業務委託するための仕様書案及び諸経費の試算（対象住宅数等に対する所要額）
- イ 意識啓発手法の特徴及び注意点、居住者等に向けた啓発ツール案（デザインの検討含む）
- ウ 今後の検討課題（GISへのプロット、リストの維持管理手法等）

6 成果物の納品

(1) 成果物、成果物提出先及び納期

	成果物	形式	提出先	納期（想定）
ア	5(1)の旧耐震基準住宅リスト	電子データ (Excel)	宍粟市建設部 住宅土地政策課	令和8年9月30日
イ	5(1)の旧耐震基準住宅リスト（個人情報削除したもの）	電子データ (Excel)	兵庫県まちづくり部 建築指導課	令和8年9月30日
ウ	5(2)の宍粟市における意識啓発手法の検討結果	電子データ	兵庫県まちづくり部 建築指導課 宍粟市建設部 住宅土地政策課	(素案) 令和8年9月30日 (最終版) 令和9年2月26日
エ	5(3)の県内市町への展開用資料	電子データ	兵庫県まちづくり部 建築指導課	(素案) 令和8年9月30日 (最終版) 令和9年2月26日
オ	業務報告書	電子データ	兵庫県まちづくり部 建築指導課	令和9年2月26日

7 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行うとともに、発注者と定期的に打ち合わせを行うものとする。
- (2) 業務中の事故（人身事故を含む。）については、本県に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他適用を受ける法令、規程等関連法規を遵守すること。
- (4) この仕様書に定めない事項又は業務の実施に関して疑義等が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (6) 本業務に必要な資料のうち、発注者の保持するものについては、これを貸与するものとし、受託者は作業の終了時又は発注者の請求があった場合には、これを速やかに返却するものとする。

- (7) 本業務の実施に当たっては、最高の技術をもって誠実に行わなければならない。
- (8) 受託者は、受託者の保持する資料の活用に最大限努めるものとする。
- (9) 受託者は、本件業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。
- (10) 受託者は、本業務に関する一切の秘密保持に努めるものとし、委託業務の処理に伴い発生した著作権その他の権利は全て発注者に帰属するものとする。また、委託業務の完了後も同様に秘密を保持しなければならない。
- (11) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本件業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (12) 個人情報を含むデータについては、関係法令に基づき、本業務の実施に必要な範囲に限り、受託者に提供するものとする。
- (13) 受託者は、個人情報を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務の完了後は、個人情報を速やかに返却又は消去すること。
- (14) 受託者は、個人情報を含むデータの閲覧、加工、分析その他一切の取扱いは、原則として、市が指定する場所において行うこと。
- (15) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。
- (16) 本委託業務の履行にあたり、個人情報を含む書類を電子媒体により受け渡す場合は、パスワードで保護すること。
- (17) 発注者は、必要に応じて受託者の管理状況を確認できるものとする。